

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 11 月 1 日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

(1) 業務名

若年消費者トラブル防止のための映像教材制作業務

(2) 業務の目的

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、当県においては消費者庁作成教材「社会への扉」の全高等学校等における活用を目指している。これを受けて、「社会への扉」の事例内容をイメージできるよう、若年者に多いトラブルの手口を紹介した映像教材を制作する。

(3) 業務の内容

奈良県消費生活センターで実施する消費者教育講座で上映する「社会への扉」を活用した「若年者向け消費者トラブル」についての映像コンテンツを制作する。

※詳細は、若年消費者トラブル防止のための映像教材制作業務委託仕様書（以下「仕様書」）による。

(4) 委託料上限額

1,310 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 15 日（金）まで

2 応募資格

この委託業務における委託事業者募集に参加できるものは、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 平成 30 年 11 月 1 日（木）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(4) 平成 30 年 11 月 1 日（木）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による再生手続開始の申立、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

(6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

(7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(8) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

(9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(12) 奈良県における物品購入等にかかる競争入札の参加資格等に関する規定による奈良県競争入札参加資格者名簿に「大分類：Q 役務の提供、中分類：3 映画制作」（主・従）で登録している者であること。（ただし、プロポーザル参加表明時点において登録申請中であれば可とするが、企画提案書提出期限までに完了していること。）

(13) 過去5年間（平成25年4月1日～平成30年3月31日までに完了した業務）に本件業務と同様の業務の元請実績を有する者であること。

同種業務：各種啓発に関する映像制作業務

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階
奈良県消費生活センター 総務啓発係
電話番号 0742-32-0621
ファクシミリ 0742-32-2686
電子メールアドレス syouhi-lc@office.pref.nara.lg.jp

(2) 仕様書の配布

平成30年11月1日（木）から同年11月15日（木）午後3時までの間に、「奈良県消費生活センターウェブサイト」又は4の(1)の担当部局から入手するものとする。

(3) 若年消費者トラブル防止のための映像教材制作業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」）の配布

平成30年11月1日（木）から同年11月15日（木）午後3時までの間に、「奈良県消費生活センターウェブサイト」又は4の(1)の担当部局から入手するものとする。

(4) 参加表明書、企画提案書等の提出

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(5) 質問の受付

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

5 委託事業者の選定

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

(1) 本業務の提案への参加にかかる費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 本業務の詳細は、4の(2)及び(3)により配布する仕様書及び募集要項に示すところによる。